

米国ロー・スクールの継続教育について

～法科大学院における継続教育を考える～

中網 栄美子

- I はじめに
- II 米国の弁護士会とMCLE
- III 米国ロー・スクールとCLE
- IV 米国ロー・スクールのLL.M.
- V 弁護士会の継続研修
- VI 法科大学院における継続教育
- VII おわりに

I はじめに

司法制度改革の下、新しい法曹養成プロセスとして、2004年4月より次のような一連の流れが生まれた。

法科大学院 → 司法試験 → 司法修習
→ OJT + 継続教育

この内、2006年3月には法科大学院修了生が初めて誕生し（既修2年コースのみ）、翌2007年3月には未修3年コースとして初めての修了生が誕生している。法曹人口の急激な増加について危ぶむ声も出ているが、法科大学院出身の法曹が今後増加していくのは間違いない。法科大学院は専門職大学院の一つであり、標準3年の課程を修了して初めて司法試験の受験資格を得ることができる（法科大学院を経ない予備試験コースについてはここでは割愛する）。ただし、今や全国74校に上る法科大学院を「司法試験を受ける

前に2～3年勉強するための機関」としてのみ捉えるのは正確ではない。現況はスタートラインに立ったばかりといえるが、法科大学院は「継続教育」の場としての潜在能力を多分に秘めているからである。

2001年6月に提出された司法制度改革審議会意見書¹には、「継続教育を、法曹養成の総合的・体系的な構想の一環として位置付け、整備すべきである」とある。同上意見書には、「弁護士の専門性強化等の見地から、弁護士会による研修の義務化を含め、弁護士の継続教育を充実・実効化すべきである。」と弁護士会による研修強化を求める一方、「21世紀の司法を支えるにふさわしい資質と能力（倫理面も含む。）を備えた法曹を養成・確保する上では、法曹の継続教育についても、総合的・体系的な構想の一環として位置付け、そのための整備をすべきである。この点で、現に実務に携わる法曹も、法科大学院において、科目履修等の適宜の方法により、先端的・現代的分野や国際関連、学際的分野等を学ぶことは、最適な法的サービスを提供する上で必要な法知識を更新するとともに、視野や活動の範囲を広げるために意義のあることだと考えられ、関係者の自発的、積極的な取組が求められる。」（下線部、筆者付記）とあり、

1 司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—
2001年6月12日司法制度改革審議会
<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html> 参照

法曹になった後も、隣接科目、展開・先端科目等の履修を通じて法科大学院との継続的な関わりを持つことをプロセスとしての法曹養成教育の射程に収めている。

現在、日本弁護士連合会や各単位弁護士会で会員向けの様々な研修会や講演会等が行われている。法科大学院も、法曹を志す者に対してだけでなく、既に法曹になって実務についている者に対して、いかなる教育プログラムを提供することができるのか、また、いかなる教育プログラムを提供することが望まれているのかを考える必要がある。法科大学院の現場からは、既に在籍している学生に対して授業するだけで精一杯であり、これ以上の教育負担を抱えることは到底できない、という意見もあるかもしれない。

本稿では、初めに米国における現状として弁護士会とロー・スクールそれぞれにおける継続教育（CLE = Continuing Legal Education）について紹介し、次に日本において、日本弁護士連合会と各単位弁護士会の研修活動について紹介する。その上で、将来的に法科大学院における継続教育をいかなる形で実現すべきか、そして実現に至るまでの課題は何かについて若干の考察を試みたい。

II 米国の弁護士会とMCLE

米国弁護士協会（= American Bar Association、以下ABA）は、40万人以上の会員を抱える世界最大の法律専門職団体であるが、米国におけるロー・スクールの認定を行うとともに、継続教育にも力を注いでいる。継続教育につき、各州の弁護士会ごとに義務化されているものがMCLE (Mandatory

or Minimum Continuing Education) と呼ばれるものである²。ABAでは、継続教育に関するMCLEのモデル・ルールを1989年に策定（1996年及び2004年に改定）している³。同ルールによると、現役の全ての弁護士に対し、毎年15時間の継続教育を課している[Sec. 2 (a)]。この条件に見合うためには、認定の継続教育コースを受講するほかに、自己学修や教育活動、継続教育にかかわる著作、コンピューターを利用した教育、法律事務所内の研修なども単位が認められる場合がある[Sec. 2 (b)]。多様な方法を用意しているのは、多忙な弁護士が比較的容易に単位を取得することを可能とするためである。各プログラムやコースの内容、スケジュールについては後述する。継続教育の要件を充たせなかった場合、最終的には所属する州の最高裁判所より弁護士としての業務活動停止を命ぜられることになる[Sec. 4(a)]。

ABAのルールはあくまで「モデル」であり、各州の弁護士会に対して強制できるものではない。実際のところ、米国50州の内、継続教育を義務化しているのは43州であり、時間数や内容も州ごとに異なっている。コロンビア特別自治区（首都ワシントン）やマサチューセッツ、ミシガン、ハワイではそもそも義務化もされていない。図表1に示す通り、ABAのモデルが示すような年15時間を課しているのはアリゾナ、ミズーリ、テキサスなど数州に過ぎない。コロラドやミネソタは「3年間で45時間」という形で運用に幅を持たせており、これらを含めても13州、全体の4割にも満たない状況である。継続教育の内容として顕著なことは多くの州が法曹倫理及び専門職責任に関して規定を置いている

2 MCLEについては先行研究として『法学教育改革とプロフェッション—アメリカ法曹協会マクレイト・レポート—』（三省堂、2003年）第9章p311-316参照

3 ABA Model Rule for Continuing Legal Education
<http://www.abanet.org/cle/ammodel.html> 参照

4 便宜上 ethics, legal ethics を法曹倫理、professional responsibility を専門職責任、professionalism を実務技能と訳したが、州ごとに意味するものがやや異なり、それぞれに明確な境界があるわけではない。

ことである⁴。ついで、薬物乱用や差別撤廃に関する項目が見られる。後者は、anti-bias や elimination of bias と呼ばれているもので、カリフォルニア州の場合を例にとると、差別の対象として「性別や肌の色、人種、宗教、家柄、国籍、身体の障害、年齢、性的指向（同性愛など）など（ただし、必ずしも例示されたものに限定されてない）」を挙げている（Rule 2.72 Requirements (A) (2)）⁵。

M C L E 及びその他の C L E について A B A と各州の弁護士会がどのような研修プログラムをもっているかを次に紹介する。最近の先行研究は多くはないが、米国の弁護士研修制度につき数度の視察が行われ報告書が出されている⁶。米国における A B A と各州の弁護士会は日本における地方弁護士会と日弁連のような組織関係にはない。継続教育の単位認定は州ごとに行われるもの—各州の最高裁判所の所管によるもの—であって、全米統一の認定機関があるわけではない。しかし、A B A は各州から承認される形で継続教育のプロバイダとして機能している。したがって、A B A の提供するプログラムが各州 M C L E の単位となるかどうかは、州ごとに定められたルールによるのである。ニューヨーク州の場合、1997年8月1日以降、A B A が提供する全ての C L E プログラムを研修単位として認める旨が定められている。

例として、2008年3月中のプログラムについて見てみると、概略は次のようなものである。

.....

- (1) 訴訟・実務に関するもの… A B A 内「訴訟」部門、「不法行為訴訟と保険業務」部門、「法律実務と経営」部門などが担当す

る、「法廷での弁論技術」「企業調査のやって良いこと悪いこと、倫理上の問題について」「子どもの証人に対する課題と対策」など。

- (2) 独占禁止法に関するもの… A B A 内「独占禁止法」部門の担当する、「最新：企業内弁護士のための独占禁止法」「最新：消費者保護法」など。

- (4) 労働及び雇用法に関するもの… A B A 内「労働・雇用法」部門の担当する、「職場での健康と安全」「非競争契約に関する最近の傾向と特徴」など。

- (5) 資産に関するもの… A B A 内「不動産、信託、土地建物」部門の担当する、「不動産投資信託の (R E I T s) に関する重要項目」など単独研修のほかに、2007年8月からほぼ月1回のペースで続いている「信託・土地建物法に関する重要課題」シリーズなどがある。

- (6) その他 専門職責任、刑事、税金、健康、通信、環境、家族、国際関係など。

.....

提供元の多くが、A B A 内の C L E センターであり、同センターを中核として各部門へと連携している様子である。中には「最新：健康と福祉」プログラム（3月6日実施）のように、「ビジネス法」部門、「健康法」部門、「不法行為裁判と保険業務」部門、「労働・雇用法」部門、「不動産信託法」部門、「税法」部門など複数の部門が合同で行うものもある。

2008年3月中を見るだけでも50以上のプログラムが用意されていたが、特筆すべきはその6割以上がテレビ会議システムまたはウェブ放送で提供されていることである。

これらの遠隔教育プログラムについては1回

5 Rule 2.72 Requirements, see http://www.calbar.ca.gov/calbar/pdfs/rules/Rules_Title2_Div4-MCLE.pdf

6 「(特集) 弁護士30年の歩み」(自由と正義41巻2号)に米国弁護士研修について報告がある。このほか、「弁護士研修センターの設置に向けて～米イリノイ州弁護士研修制度視察～」(東京弁護士会 L I B R A 6巻7号)などがある。

あたり1時間～1.5時間で提供されているものがほとんどであり、後日に録音CDの購入も可能となっている。このようなテレビ会議システムを利用したプログラムが継続研修の単位として認定されるか否かは州ごとに異なる。オハイオ州の規定を例にとると、自己学修で単位取得ができるのはオハイオ州の最高裁継続研修委員会（Supreme Court Commission on Continuing Legal Education）が認めたコースのみであり、それも2年間の内で6時間までと上限が決まっている⁷。

各州の弁護士会が行っている継続教育については、ニューヨーク州を例に取り上げる⁸。ニューヨーク州では、ライブ研修、録音教材による研修、オンラインによる研修をそれぞれ用意している。ライブ研修（Live Program）とは、受講者が定められた会場に足を運んで授業を受ける形式のものだが、ニューヨーク州の場合、初級レベルから上級レベルの内容まで年間合計200以上ものプログラムが用意されている。ニューヨーク州弁護士会が行う研修は、同会の弁護士のみならず他の州の弁護士も利用することができ、そのほとんどが単位認定される。2008年度春セミナー（4月～6月）スケジュールより幾つかのプログラムを抜粋する。

-
- (1)「家庭裁判所における実務」会員90ドル／非会員145ドル／学生55ドル
7.5単位：2単位は法曹倫理及び専門職責任、3単位は実務スキル、2.5単位は専門実務⁹として認定。アルバニーほか7都市で実施
 - (2)「公共部門に関する法の基礎」会員165ドル／非会員250ドル／学生60ドル

ル
5.5単位：1単位は法曹倫理及び専門職責任、1.5単位は実務スキル、3単位は専門実務として認定。ロチェスターほか3都市で実施。

- (3)「選挙法入門（選挙戦を勝ち抜くには）」
会員95ドル／非会員175ドル／学生35ドル *左記は早割適用の場合
4単位：2単位は実務スキル、2単位は専門実務として認定。
バッファローほか7都市で実施。
- (4)「最新：移民法（基礎と応用）」
会員210ドル／非会員300ドル／学生60ドル *左記は早割適用及び両日参加の場合
2日間実施。初日7.5単位：2.5単位は実務スキル、5単位は専門実務として認定。
2日目8単位：1単位は法曹倫理及び専門職責任、7単位は専門実務として認定。
ニューヨーク市にて実施。
- (5)「法曹倫理と専門職責任」
会員95ドル／非会員175ドル／学生35ドル *左記は早割適用の場合
4単位：法曹倫理及び専門職責任として認定。シラキューズほか8都市で実施。

.....

上記に示す通り、法曹倫理及び専門職責任（ethics and professionalism）、実務スキル（skills）、専門実務（practice management and/or professional practice）に大別され、それぞれが何単位相当になるかがスケジュール上に示されている。（5）の例のように、認定単位全てが一つの類型に入るものもあるが、（1）～（4）に示す通り複数の類型を兼ね

7 Section 4. (A) (4), Rule 10, Supreme Court Rules for the Government of the Bar of Ohio see <http://www.sconet.state.oh.us/Rules/govbar/govbar.pdf#Rule10>

8 ニューヨーク州のCLEについては阿部隆徳「アメリカにおける継続的法曹教育制度（CLE）概観」月刊大阪弁護士会2005年5月号p10-12

9 practice management and/or professional practice

るものが多い。

録音教材による研修については、新人弁護士とそれ以外の弁護士で単位認定が異なっている。新人弁護士の場合は録音教材による単位認定は制限的で事前の許可が必要とされる。ただし、海外の事務所に勤務する新人弁護士についてはこの条件が緩和されており、12単位までなら事前の許可を受けずとも録音教材やオンライン教材による単位取得を認めている。録音教材は法曹倫理及び専門職責任、民事訴訟実務、刑事訴訟実務、ビジネス法、高齢者法、家族法、労働・雇用法、税法、信託・不動産法など19の科目別に提供されている。提供されているプログラムとしては民事実務 (Civil Advocacy and Litigation) や信託・不動産法 (Trusts and Estates) が多い。録音教材と一部かぶるが、オンライン教材も提供されており、約70ものプログラムが用意されている。

最後に研修費用について言及する。ABA提供、各州弁護士会提供、いずれにせよその多くは有料である (一部無料で提供されているものもある)。ABAの場合、会員・非会員、会員でも関連部門に所属しているか否か、などで適用価格が異なる。前述した「非競争契約に関する最近の傾向と特徴」(1.5単位、テレビ会議システム又はウェブ放送) を例にとると非会員は150ドル、ABA通常会員は125ドルという設定だが、会員の中でも労働・雇用法部門に所属している弁護士は85ドル、若手部門の弁護士であれば75ドルと更に割引となっている。一方、「ホワイト・カラー犯罪」研修(9単位)は、マイアミで3日間実施されたが、非会員950ドル、会員825ドル、刑事部門に所属している弁護

士775ドルとなっており安価とは言えない。ニューヨーク州弁護士会の場合では、会員・非会員・学生にわけて適用価格を設定しているが、こちらもABAと比べて大きな価格差はない。ニューヨーク州では、「10日前までに申し込んだ場合には10ドルお得」という形で早割設定をしているほか、5枚綴(最大175ドルお得)あるいは10枚綴(最大400ドルお得)のクーポンを発行して、購入の際の動機付けを高める工夫を行っている。

この他に、継続教育を行っている機関として注目すべきは、NITAA (=National Institute for Trial Advocacy/全米法廷技術研修所)がある。名前にある通り法廷技術関係のプログラムに強いが、他に教育方法に関するトレーニングや公共サービス、企業内弁護士向けのプログラムも提供している。2008年2月9日に名古屋大学を中心とするPSIMコンソーシアム¹⁰と協定を結んでいる。

Ⅲ 米国ロー・スクールとCLE

米国ロー・スクールではJ. D. (=Juris Doctor / 日本の法科大学院における法務博士号に相当)コースが置かれていることはもちろん、その上位コースとして多くのスクールがLL. M. (=Master of Laws / 法学修士号)やS. J. D. (=Doctor of Juridical Science/ 法学博士号)取得のためのコースを設けている¹¹。LL. M. については次章に記すこととして、この章では米国ロー・スクールが正課外で行っている役割—継続教育の提供機関としての役割—に注目してみたい。米国の8割強の州が継続教育を義務化しており、継続教育の提供機関としてABAや各州

10 2008年4月7日現在の加盟校は、

東京、新潟、静岡、名古屋、岡山、広島、香川・愛媛、九州、熊本、鹿児島、琉球、北海学園、東北学院、大宮、國學院、上智、専修、東海、日本、早稲田、愛知、南山、龍谷、関西学院の24校。

11 J. D. を「法務博士」と訳すため、しばしば混乱が生じるがLL. M. はJ. D. 修了後に進む上位コースである。

弁護士会があることは前章で述べた。継続教育の提供機関としてのロー・スクールの役割について、日本における先行文献は少ないが、最近の論文では浅古弘氏が「インストラクション・フォー・ロイヤーズ」と称されるプログラムとしてハーバード・ロー・スクールの例を紹介している¹²。同プログラムは、6月と10月に開催されており、各州の継続研修単位として認定されている（申請手続を要する）。対象として弁護士はもちろんのこと、裁判官、政府雇弁護士、大学教員などに及んでいる。直近の2008年6月コースを例にとると、以下の通りである。

.....

第1週：6月9日～13日

「ネゴシエーションの基礎」または「メディアエーション」のいずれかワークショップを選択

第2週：6月16日～20日

「ネゴシエーションの基礎」「上級ネゴシエーション（困難な会話をめぐって）」「上級ネゴシエーション（取り決めと履行をめぐって）」のいずれかのワークショップを選択。この他に「弁護士のための2日間集中コース」（6月19日・20日）あり。

※各日午前9時～午後5時まで

※費用 通常価格1週分3,250ドル 2週分6,000ドル 2日間集中コース2,650ドル

（上記ほか、裁判官や政府雇用弁護士のための低価格設定あり）

※海外からの参加も可能。アメリカ法の事前トレーニングは必須とされない一方、授業についていくためにはTOEFL筆記テストの得点が570点以上であることが求められている。

.....

米国のロー・スクールは通常8月に始まり、5月には修了する。学生が夏期休暇で不在の、6月からのコースは施設や教員の手配が比較的行きやすいといえる。

ハーバード以外のロー・スクールについても若干みとみることにする。ペンシルバニア・ロー・スクールは、同校の専門職センター（the Center on Professionalism）を通じて州から継続教育機関としての認証を受けている。3月中に行ったプログラムには下記のものがある。

.....

(1)「テレビでのスポーツ観戦」ロー・スクール、専門職センター、同窓部共催

1単位25ドル

(2)「著作権とインターネット」ロー・スクール、専門職センター、知的財産グループ共催 5単位50ドル

(3)「第27回 Edward V. Sparer 記念シンポジウム」（貧困と公共政策に関するもの）

ロー・スクール、専門職センター、公益センター共催 6単位60ドル

(4)「人権侵害と戦争犯罪」

ロー・スクール、専門職センター、国際人権支持グループ共催

1単位25ドル

(5)「法と企業家精神」

ロー・スクール、専門職センター、「法と経済」研究所共催 1単位25ドル

.....

上位スクールを見る限り、「継続教育」を全面的に掲げてアピールする所は意外に少ないように思われる。この中で、ノースウェスタン大学ロー・スクールの継続研修は「専門教育プログラム」(The Professional Education Program)と呼ばれ、1936年に始まる「検

12 「法曹の継続法学教育と法曹養成制度改革 —早稲田大学法務教育研究センターの試み—」(特集「法曹養成改革の現状と課題」法律時報994号、2008年)

察官のための短期研修」を端緒として、半世紀以上もの歴史を持っている。同校は所在地のイリノイ州をはじめ幾つかの州で継続教育機関として承認されている。2008年度のプログラムとしては以下のものがある。

-
- (1) 第28回 Ray Garrett Jr. 記念「会社法・証券取引法」研究所提供プログラム
2日間：950ドル
- (2) 第63回検察官のための短期研修
4日間 *前年度は750ドル
- (3) 第51回刑事弁護のための短期研修
4日間 *前年度は750ドル
- (4) 第47回「企業内弁護士」研究所提供プログラム
2日間（シカゴとサンフランシスコで実施） *前年度は950ドル

.....
更に同校では、毎年のライブ研修をビデオ教材や音声教材にして、オンラインで提供している。

「企業内弁護士」関係、「刑事実務」関係が充実しているが、他に「科学捜査」関係など興味深いプログラムがある。オンライン版は1プログラムあたり30分～165分で、価格も49ドル～119ドルで設定されている。

以上の3校(ハーバード、ペンシルバニア、ノースウェスタン)については、学内の複数箇所が共催で行うものもあるものの、大学単位では単独で行っているプログラムである。

これに対して、学外機関と提携した例として、ミシガンとデュークの場合を挙げる。ミシガン大学の場合は、ミシガン州弁護士会、ウェイン州立大学ロー・スクールほか4校のロー・スクールと共同で、継続教育研究所(The Institute of Continuing Legal Education =

ICLE)を組織している。同研究所はミシガン大学構内に事務局を置き、非営利目的の継続研修機関として、プログラム参加費や教材販売の収入で完全な独立採算で運営されている。ライブ研修の他に、音声教材、ビデオ教材なども提供している。もっとも、ミシガン州の場合は義務化されている継続研修がないため、単位としては認定されていないことになる。デュークの場合はWest社提供のリーガルエド・センター(West LegalEdcenter)と提携して、同校修了生にデューク発信のオンライン教材につき割引価格で提供している。実際のライブ研修がオンライン教材として上がってくるまでに数ヶ月のタイムラグが生じるようである。リーガルエド・センターの画面からは各オンライン教材の解説、レベル、収録時間などの他に、どの州で単位として認定されるかが分かるようになっている。同サービスはトムソン傘下のWest社(リーガルデータベースのWestlawが有名)が提供するオンラインによる継続教育である。同センター自体は2001年に立ち上げられたもので、比較的最近といえるが、既に22,000時間を越える研修プログラムを備えているという。大学としてオンライン教材の提供を行っているのはデュークの他にジョージタウン、ルイジアナ州立、ミネソタ州立など数校にしか過ぎないが、前述のABAをはじめ、各州の弁護士団体、法律関係企業が数多く協力しており、全体として豊富な内容を提供している¹³。

IV 米国ロー・スクールのLL.M.

米国ロー・スクールではJ.D.コースの上位課程としてLL.M.コースが設けられていることについては前述した。LL.M.コ

13 WestLegalEdcenter へのプログラム提供元については https://westlegaledcenter.com/about_us/all_providers.jsf 参照。

ースは日本語に訳せば法学修士課程となるが、その対象者や内容はいかなるものであり、ロー・スクール修了後の継続教育を考える上でいかなる役割を果たすのか考察してみたい。まず、主要な米国ロー・スクール12校につき、公開情報（HP、パンフレットなど）から調査を行い、その概要を図表2にまとめた。LL.M. コースの対象者に着目すると次のように大別される。

.....

(1) 外国人（米国外の法曹、研究者、学生など）を対象とするコース

例：スタンフォード、ペンシルバニア、ヴァージニア、コーネル、デュークなどの各LL.M.。

(2) 実務家を対象とするコース ※ (1) と重複する場合あり

例：ハーバード、NYU、ノースウェスタンのLL.M.、ミシガンのLL.M. (税法) など。

(3) J.D. コース在学学生を対象とするコース

通常のJ.D. コースに1~2年付加され、ジョイント学位やダブル学位として取得される。

例：コロンビア大学J.D./LL.M.、NYUのLL.M. (法とグローバル経済) など

(4) 法学を主専攻としない者や弁護士以外を対象とするコース

例：イエールのMaster of Studies in Law、スタンフォードのMLSなど

(5) 研究者を対象とするコース

例：イエールのLL.M. など

.....

内容について、法学科目全般から比較的自由に科目選択が可能なプログラムと税、ビジネス、コーポレート・ガバナンスなど専門分野に特化したプログラムを持つものがある。前者の例として、ミシガンのLL.M. コー

スでは、学位取得要件として、2学期以内にGPA平均2.7 (B-)以上の成績で24単位を履修することとしているが、(米国J.D.を取得していない)外国人学生に対して法情報調査及び法文書作成クラスと合衆国憲法特論の授業を必須としている他は、自由に科目選択ができるようになっている。後者の例として、同じミシガンでも国際税法に特化したコース(The International Tax LL.M.)がある。履修科目として、下記の科目が必修または選択必修で定められており(2学期以内にGPA平均2.7 (B-)以上の成績で24単位を履修することという要件は同じ)、両プログラムの違いが際立っている。

.....

個人所得税法(4単位) 法人税法(3単位)
パートナーシップ税法(3単位)

国際税法(3単位) 税制ワークショップほか関連ワークショップ(3単位)

ビジネス・スクールまたは公共政策スクールでの国家財政ほか税法に関する科目(6単位分) リサーチ・ペーパー(2単位)

.....

LL.M. 取得の方法としては、

(1) 授業単位取得を中心とするプログラムと論文執筆を中心とするプログラム

(2) 通常1年間プログラムと長期履修(パートタイム)プログラム

という形態がある。

(1)については、前者がコース・トラック、後者がシーサス・トラックと呼ばれるもので、バークレーやペンシルバニアなどのLL.M.で見られる。バークレーを例にとると、前者の場合は修了に必要な21単位を科目履修で取得する。後者の場合は12単位を科目履修で取得、8単位を論文指導及び論文執筆に当てている。いずれのトラックも外国人の場合は通常より1週間授業が早く始まり、アメリカ法入門(1単位)の履修が義務付けられて

いる。

この他に、スクールによっては在学期間を延長して J. D. / LL. M. という形で修了時に 2 つの学位を同時取得させるものや、他大学と提携して修了時に 2 校の学位を同時取得させるものもある。実務家向けに長期履修 (パート・タイム) コースを設けているところもある。

(2) については、LL. M. の多くが通常 1 年間であるのに対し、幾つかのスクールでは長期履修を設けていることに特徴がある。図表 2 中に示した通り、NYU とノースウェスタンでは長期履修のプログラムを持っている。NYU では長期履修生の 1 学期あたりの登録を上限 6 単位としているが、フルタイムで働く学生には 4 単位ないし 5 単位の取得を勧めている。最長 5 年までの在学中に 24 単位を取得できれば LL. M. の学位を受けることができる。海外からの学生の場合、大学が学生ビザの発行を要さない場合のみに限られるので、長期履修での在籍は難しい。ノースウェスタンでは税法に特化した LL. M. プログラムにおいて長期履修があるが、これは ABA 認定ロー・スクールで既に J. D. もしくは同等の学位を取得していることが前提になっており、仕事を続けながら専門性を深化させたい弁護士向けとなっている。修了の要件は 24 単位以上の取得だが、これには 16 単位の必須科目 (不動産取引税法、法人税法、パートナーシップ税法、国際税法など) を含む。学位取得を求めないのであれば、科目等履修生としての登録も可能である。開講時間帯については、早朝 (午後 7 : 50 ~ 9 : 50) や夕方 (午後 4 : 15 ~ 6 : 05 または 6 : 15 ~ 8 : 10) といった比較的参加しやすい形で提供されている。

更に、幾つかのスクールが提供しているジョイント学位やダブル学位のプログラムについて注目する。J. D. プログラムは通常 3

年だが、引き続き同校で、あるいは提携先の大学や機関で 1 年 ~ 2 年学ぶことで上位の LL. M. または同等の学位を取得するもので、専門性を高めたり研究者を志したりする学生には魅力のあるコースである。海外の提携先として、図表 2 中に見られるのは、イギリス、ドイツ、フランス、スペイン、イスラエル、シンガポール、韓国の大学や学術機関と提携しての多彩な内容となっている。デュークの J. D. / LL. M. を例にとると、標準年限は 3 年だが、この中には通常の J. D. コースには含まれていないサマー・プログラムへの参加が要件の一つになっている。夏期は、国際法及び比較法に特化する内容で、ジュネーブもしくは香港で行われる 1 ヶ月の集中研修に参加することになる。ジュネーブ大学法学部及び香港大学と提携しており、授業はデュークの教授はもちろん、提携大学やその他の大学の教授も担当している。同コースでは修了時にデュークの J. D. と LL. M. が同時取得できる。コロンビアの場合、パリ第 1 大学及びパリ政治学院と提携しており、3 年コースと 4 年コースの 2 つを用意している。3 年コースについてはコーネルにも同様のプログラムがあるが、修了時に米国の J. D. とフランスのグローバル・ビジネスに特化した修士号 (従来は *Diplôme d'études supérieures spécialisées* と呼ばれているもの) が取得できる。4 年コースでは米国の J. D. とフランスの修士号 (*the Maîtrise en Droit*) が取得できる。3 年コースでもフランスの司法試験を受けることは可能だが、フランス法の基本科目に対して十分な訓練が行われているとはいえないため、将来的に両国で弁護士として活動することを考えるなら 4 年コースを選択することが求められている。いずれのコースにせよ、フランス語の高い能力が必須となる。

V 弁護士会の継続研修

日弁連及び各地方弁護士会の開催する研修情報については会誌「自由と正義」に毎月掲載されている。弁護士研修情報が掲載されるようになったのは1991年4月（42巻4号）からである。掲載が始まった背景には日弁連会内の研修委員会に「研修情報センター」が設けられたことがある。初回には11講座（東京7、大阪2、名古屋2）が掲載されたのみであったが、その後、講座数は着実にのび、2008年3月（59巻3号）では3月中のものだけで下記の通りにまで伸びた。

.....

弁護士研修情報 *事務職員対象のものを除く

日弁連特別研修（ライブ研修）・・・3

（通常の）研修・・・30（東京3会－10、近畿－13、中部－5、中国－1、北海道－1）

※ライブ研修は、衛星通信を利用して、全国に同時配信して行うもの

.....

上記ほかに、倫理研修や新規登録弁護士研修が行われている。全体的な傾向としては、2時間を基本として実施されるものが多く、単位会開催の場合は所属会会員のみ限定するものがほとんどである。費用としては無料か、有料でも500円～2,000円の参加費を取る程度であり、米国のように数万円を要するものは見られない。

日本における弁護士会研修制度については、先行研究として「自由の正義」に掲載された「弁護士会研修制度の現状と将来」（2006年10月、57巻10号）に特集記事として3本の論文がある。春日秀文著「日弁連の研修制度」では、倫理研修と新規登録弁護士研修について言及している。前者については1997年に「倫理研修規程」が制定され、会員の倫理研修参加義務が定められた。同規程

第5条にもとづき、「倫理研修規則」が定められているが、これにより会員は弁護士登録年、登録後満5年、満10年、その後10年毎に倫理研修を履修しなければならない（第2条第1項及び第3項）。また、新規登録弁護士に対しては、日弁連が1999年に「新規登録弁護士研修ガイドライン」を公表している。同ガイドラインに基づき各単位会が会則を規定することにより、新規登録弁護士研修は義務化されることとなった。このように90年代からの経緯を追ってみてみると、継続研修の講座数が増え、新規登録弁護士研修が整備され、倫理研修が義務化されるなど、一定の発展方向にあると肯定的に評価できる。

他方で、継続研修の義務（MCLE）化については、米国の状況（第II章）と比べると浸透しているとはいえない状況にある。前述特集記事の木村庸五著「継続研修の義務化」では第二東京弁護士会の例を紹介している。同会は日本において継続研修を義務化（2002年10月より実施）した最初の弁護士会といえる。同会会則では継続研修の履修義務を課しており（第19条の3、第1項）、更に研修規則と継続研修運営細則を設けている。木村氏の論文には継続研修の義務化に先立ち「継続的研修並びに専門認定制度検討チーム」が立ち上げられ（2000年）、諸外国の継続研修制度の現状調査が行われた旨が述べられている。確かに、継続研修の概要をみると、毎年12単位の研修を義務付けていること、倫理研修と法律実務研修の2つを内容としていることなどは米国の多くの州弁護士会で行われているMCLEを彷彿させるものがある。木村氏は同論文の中で「継続研修の義務化は不可避の流れである」としつつも（p26）、義務の強制についての考え方として「継続研修義務の履行を徹底するためには、最終的には何らかの制裁手段が不可欠であるが、これまでの経験から、強制手段を現実に実行しなくても、継続研修制度の実行を続け

ていくうちに、会員の継続研修の必要性に対する意識が次第に変化し、大多数の会員が自発的に継続研修と取り組む姿勢を持つようになってくるのではないかと楽観している」と述べている。本論文以降、各弁護士会における継続研修義務化の動きが加速しているかという、そうともいえないのではないだろうか。最近の例としては、大阪弁護士会が同会会則を改正し、継続研修の義務化に踏み切った（2007年4月1日より実施）¹⁴。単位弁護士会ごとの実施状況や近時の制度改革については網羅的な調査を行うことが難しい。通常、継続研修の義務化に関しては会規・会則等の改正や研修センターの整備が必要となるが、各会に所属する弁護士に対しては会員専用のホームページや会誌などでお知らせがいくが一般公開はほとんど行われていないのが現状だからである。第二東京弁護士会が継続研修を義務化したことは、初のことであり、小さいながらも新聞記事に掲載された¹⁵。しかし、その後、継続研修に関して目立った記事は出てきていない。

そうしてみると、将来的な継続教育としてどのように発展してゆくべきなのか、その法科大学院における教育との関係で、その方向性が問われることになる。この点、前述阿部隆徳氏は「我国においては、CLE自体の質を確保するために弁護士会が各種講座を開催しなければならないとの考えもあり得ようが、弁護士会（政府）による中央集権的な考えは捨て、弁護士会以外（市場）に委ねられる部分は委ね、弁護士会（政府）はコントロール

に徹すべきであろう」と述べている。第二東京弁護士会では、既に会内の研修プログラムのほかに外部団体における研修プログラムについても単位履修を認めている（実施団体の認定を要する）¹⁶。外部団体の中には、金融法務、税務、知的財産、労働、など、法科大学院でいえば展開・先端科目に含まれる科目に関連した団体、機関、学会が多い。確かに、弁護士会独自で行うよりもこれらの団体と提携した方が幅広い内容のプログラムを提供できるであろう。法曹人口の拡大にとともに、講座数増加への要望が高まり、専門性強化に向けて研修内容及びレベルの多様化がより求められるようになれば、今後、法科大学院も含めた外部団体提供のプログラムが充実してくる可能性が出てくる。

VI 法科大学院における継続教育

これまで米国における継続教育の現況及び日本の弁護士会における取組についてみてきたが、以上を踏まえ、法科大学院における継続教育について考えてみたい。前述改革審意見書（はじめに参照）にも述べられているように、法科大学院がこれから法曹になる者への教育の場としてだけではなく、既に実務についている者の専門性強化・深化の場となることは将来的に有用なことではないか。問題は、教育の質を保ちつつ、それを如何に実現するかである。文部科学省では2004年度に「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」として全国法科大学院から

14 大阪弁護士会会則第11条は「新規登録弁護士」に関する規定であったが、これを「研修履修義務」に関する規定に改めた上で、同条第1項に「弁護士である会員は、継続して研修を履修しなければならない。」としている。また、同会弁護士継続研修規定（会規第53号）第4条第1項には「弁護士である会員は毎年4月1日から3月31日までの1年間につき、継続研修を10単位（以下『必要単位数』という。）以上履修しなければならない。」とある。

15 「第二東京弁護士会、弁護士に研修義務づけ、知的財産や医療分野など、専門講座も開設。」（日本経済新聞2002年10月2日朝刊）など。

16 外部研修実施団体一覧については、<http://niben.jp/12member/seminar/study/gaibu/gaibudantai.html> 参照。大学としては中央大学クレセント・アカデミー及びロースクール・アカデミーが既に認証を受けている。

「教育内容・方法の開発・充実等に取り組む優れた教育プロジェクト」を募集したが（実施期間は3年）、採択されたものの中に継続教育を意識したものがある。早稲田大学の「国際／実務統合集中教育プログラムの開発」がその一つであり、同プロジェクトは①国際統合インテンシブ教育、②先端実務系統合インテンシブ教育、③自律学修促進基盤整備の3プログラムを柱とするが、②が法科大学院における継続教育を企図したものである¹⁷。2005年3月18日には「法科大学院と継続教育プログラムの可能性」と題するシンポジウムが開催されている。

東海大学も「知的財産法の欧米型実践教育」プロジェクトが採択され、「欧米およびアジア、とくに中国の知的財産法プログラムを法科大学院に設けることにより」、①すでに法曹として活躍している人が知的財産法を専門領域にしようとしている場合、②企業の知的財産部門の人々の再教育を行う場合、③他大の法科大学院生で自校に同様のプログラムがない場合、などを想定して、教育の機会を提供するものである¹⁸。米国ロー・スクールの知的財産法に特化したLL.M.や欧州に於けるM.I.P（知的財産法修士）の日本における実現可能性や、外国ロー・スクールとの単位互換についても将来的に視野に留めている。同プロジェクトは、2007年度には「知的財産法特論」として、米国著作権法が全5日間（2単位）、欧州特許法が全4日間（2単位）にわたって行われた。各コースとも科目等履修生（単位取得を目的とする者）、聴講生（単位取得を目的としない者）、委託生（単位取得を目

的とする者であり、かつ企業等から委託のあった者）を受け入れている。

同志社大学は、「国際的視野と判断力をもつ法律家の養成」プロジェクトが採択され、

- ①公開講座、国際セミナーによる国際法務の課題の究明と啓発
- ②リカレント教育としても利用しうる「実践的国際法務トレーニング・コース」の整備

が進められた¹⁹。2006年度は涉外法務科目の一部（アメリカン・リーガルシステム、アメリカビジネス法、比較法文化論Ⅰなど）が法曹三者を対象に公開された。2007年度には実務家²⁰の聴講生としての受け入れ制度が整備された（単位取得はできない）²¹。

上記形成支援プログラムの後続プログラムとして、2007年度に「専門職大学院等教育推進プログラム」が、「法科大学院における教育方法・内容の開発・充実」に関するプロジェクトを募集した。同プログラムの一つとして、一橋大学の「継続的法学倫理教育の開発」プロジェクトが採択されたが、法学倫理に関する「教育方法及び教材を、法曹のための継続的教育に携わる外部団体と提携して開発」することが概要として挙げられている。外部団体としては（財）日弁連法務研究財団と有限責任中間法人日本臨床法学教育協会が挙げられている²²。同プロジェクトは2年間（2007～2008年度）にわたるためその成果については未だ公表されていない。

弁護士への継続教育を行っている法科大学院は現在のところわずかである。早稲田大学が日弁連との協定に基づき知的財産系科目へ

17 同プロジェクトに関しては <http://www.waseda.jp/law-school/jp/keisei/index.html> 参照

18 <http://www.u-tokai.ac.jp/about/gp/2004/index.html> 参照

19 プログラム概要 <http://www1.doshisha.ac.jp/~lskeisei/proglam/proglam.html> 参照

20 出願資格としては、A. 弁護士、裁判官、検察官、司法書士、公認会計士、税理士、弁理士、または B. 企業・自治体等において受講を希望する科目に関連する業務に従事する者。

21 「2007年度 同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）実務家のための聴講の手引き」

http://law-school.doshisha.ac.jp/00_info/070226_jitumuka.html 参照

22 採択概要については <http://www.hit-u.ac.jp/function/outside/news/2007/0809.html> 参照

の委託履修生としての受入れを行っている²³。中央大学ではオープンカレッジ構想のもと、1986年に「中央大学クレセント・アカデミー」が開設されたが、講座の中に「社会人教育を目的とした公開上級法務講座」を設けている²⁴。同講座はビジネス法務に関連する者を対象とし、必ずしも対象を法曹資格者に限定していないが、大学院修士課程レベルを想定している。前章にふれたように、第二東京弁護士会継続研修の外部団体として認定されており、同会所属弁護士が受講した場合には、研修単位が認定されることになる。同大学では更に高度専門職業人教育を目的とした公開上級法務講座として「中央大学ロースクール・アカデミー」を2005年に創設し、弁護士や企業法務関係者向けに講座を開講している²⁵。こちらも第二東京弁護士会の単位認定講座となっている。直近では「職務発明の法律実務」2日間4講座が実施された（各回定員50名。全4回で3万円、分割受講の場合は1回／1時間半につき1万円）。

法科大学院ではないが、実務家の継続研修を意識して大学組織を一部改変した例としては神戸大学がある。同大学では2004年度から法科大学院(実務法律専攻)と並行して、法曹リカレントコース(理論法学専攻)を創設している。同コースは「弁護士や司法書士等を学生として受け入れ、これからの社会において法律の専門家として活躍するのに必要な、新たな法の知識と、その運用能力を養成するための、「法曹継続教育」の場となることを目的として設置」されている²⁶。2005

年には日弁連の要請を受け、弁護士を科目等履修生として同コースに受け入れている²⁷。

VII おわりに

法科大学院は、5年に1回、認証評価を受けることが義務づけられている。認証評価団体としては現在、(財)日弁連法務研究財団、(独)大学評価・学位授与機構、(財)大学基準協会の3機関があり、2008年3月末現在で24校が評価を受け、結果が公開されている²⁸。「不適格」評価を得たものが5校、「適格」とはなったが個々の項目の評価がかんばしくない法科大学院が数校出ている。このような状況を憂え、法科大学院の質的充実が一層に叫ばれるのであれば、まず当面の目標として正課授業の内容に専念して取り組むべきであり、修了後の継続教育については後回しにすべきである、という意見も強いかもしれない。しかしながら、法科大学院の教育に不安や懸念があるというならば尚更に、継続教育については長期的な視野で計画を立てなければならないのではないだろうか。「平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである」という改革審意見書が見直される可能性も示唆されているが、いずれにせよ、将来的に法科大学院出身の法曹が増加してゆく、そしてある段階で旧司法試験合格者の総数を上回る時が必ず一恐らくそれほど遠くない時期に一やってくる。親弁護士や先輩弁護士の指導によるOJTが今後難しくなってくるとす

23 受け入れ科目は、欧米知的財産法、欧米知的財産紛争処理法、工業的創作保護法、著作権法、競争法、国際知的財産権法、知的財産紛争処理法など。

24 http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/crescent_academy/crescent_academy2008_42_j.html 参照

25 中央大学法科大学院「教育研究活動年次報告2006」p89

http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/lawschool/pdf/adv20070801_3.pdf 参照

26 「神戸大学大学院法学研究科のご案内 2008年度」パンフレット参照。

27 「平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書」p10参照。

28 (財)日弁連法務研究財団…西南学院、福岡、獨協、明治学院、創価、立命館、愛知、大東文化、立教、久留米、國學院、駒澤、早稲田の13校。(独)大学評価・学位授与機構…北海道、千葉、一橋、新潟、金沢、香川・愛媛、熊本、上智、専修の9校。(財)大学基準協会…慶應義塾、法政の2校。

るならば、法科大学院は、法曹になるための通過点としてだけでなく、法曹になった後でも常に法律の専門家としての己を高めるための回帰点として機能すべきである。第VI章で示した通り、幾つかの法科大学院では既にその準備段階に入っている。課題としては、法科大学院が提供しようとするプログラムと実務家のニーズが一致しているのかどうか（学会のように学術的研究成果発表の場ではない）、研修費用（科目等履修生、聴講生いずれで受け入れるにしても有償となる）、担当講師（内容にもよるが、しばしば、研究者と実務家のコラボレーションが望ましいとされる）、スケジュール（夜間、週末、夏期集中な

ど多忙な弁護士が参加しやすい日程・時間帯になっているか）、広報（パンフレットやウェブに掲載する研修プログラムの内容につき詳細な説明があるか、配布資料が実務に役立つものとなっているか、など）、会場設定（職場からアクセスしやすい場所であるか）などが挙げられ、これらを総合的に検討する必要がある。10年後の法科大学院は、法務博士課程に学ぶ学生だけではなく、法務修士課程に学ぶ実務家や海外からの学生が、相互に刺激しあいながら、法曹養成教育全体の質を高めるものでありたい。

図表1 米国州別MCLE概略

#	州	時間 (年)	内容
1	アラバマ	12	1時間は法曹倫理または専門職責任に関わるものでなければならない。
2	アラスカ	3	法曹倫理に関わるもの。ほかに、9時間の継続教育が推奨されている。
3	アリゾナ	15	3時間は、法曹倫理／専門職責任、専門技能、薬物乱用、またはADRIに関するもの。
4	アーカンサス	12	1時間は法曹倫理に関するもの。
5	カリフォルニア	25*	3年間での時間数。4時間は法曹倫理、1時間は薬物乱用、1時間は(人種や性別など)差別撤廃に関するもの。
6	コロラド	45*	3年間での時間数。7時間は法曹倫理、専門技能に関するもの。
7	デラウェア	24*	2年間での時間数。4時間は法曹倫理に関するもの。
8	フロリダ	30*	3年間での時間数。5時間は法曹倫理、専門技能、薬物乱用または精神鑑定に関するもの。
9	ジョージア	12	新規登録より一年半以内に1時間の法曹倫理、専門技能、基本スキルを受講すること。1回は3時間のADRを受講すること。
10	アイダホ	30*	3年間での時間数。2時間は法曹倫理に関するもの。
11	イリノイ	20*	2年間での時間数。将来的には24時間に増加。4時間は専門技能、(人種や社会経済的)多様性に関わる問題、薬物乱用など。
12	インディアナ	36*	3年間での時間数。1年間あたりの最低履修時間は6時間。3時間は法曹倫理に関するもの。
13	アイオワ	15	2年ごとに1時間の法曹倫理を受講すること。
14	カンザス	12	2時間は法曹倫理。
15	ケンタッキー	12.5	2時間は法曹倫理。
16	ルイジアナ	12.5	1時間は法曹倫理、1時間は専門技能に関するもの。
17	メイン	11	1時間は法曹倫理／専門職責任に関するもの。
18	ミネソタ	45*	3年間での時間数。3時間は法曹倫理、2時間は差別撤廃に関するもの。事務所経営に関するものは6時間を上限とする。
19	ミシシッピ	12	1時間は法曹倫理、専門職責任または弁護過誤防止に関するもの。
20	ミズーリ	15	3年ごとに3時間の法曹倫理を含む。
21	モンタナ	15	3年ごとに最低5時間の法曹倫理を含むこと。
22	ネヴァダ	12	2時間は法曹倫理。
23	ニュー・ハンプシャー	12	少なくとも2時間は事務所外の研修を受けること。2時間は法曹倫理／専門職責任または薬物乱用に関するもの。
24	ニュー・メキシコ	12	1時間は法曹倫理、1単位は専門技能に関するもの。
25	ニュー・ヨーク	24	2年間での時間数。内4時間は法曹倫理／専門職責任に関するもの。
26	ノース・カロライナ	12	2時間は法曹倫理。最初の3年間は9時間を実務スキルの研修に充てること。3年ごと1時間は薬物乱用または心神こう弱に関するもの。
27	ノース・ダコタ	45*	3年間での時間数。3年ごとに3時間の法曹倫理を受講すること。
28	オハイオ	24*	2年間での時間数。2時間は法曹倫理、1時間は専門職責任、30分は薬物乱用に関するもの。
29	オクラホマ	12	1時間は法曹倫理に関するもの。
30	オレゴン	45*	3年間での時間数。6時間は法曹倫理に関するもの(内1時間は幼児虐待に関するもの)。3時間は差別撤廃に関するもの。
31	ペンシルヴァニア	12	1時間は法曹倫理、専門技能、薬物乱用に関するもの。11時間は実体法、実務及び手続に関するもの。
32	プエルトリコ	24*	2年間での時間数。
33	ロード・アイランド	10	2時間は法曹倫理。
34	サウス・カロライナ	14	2時間は法曹倫理／専門職責任。
35	テネシー	15	3時間は法曹倫理／専門技能。
36	テキサス	15	3時間は法曹倫理。全体として5時間までは自己学修を認める。
37	ユタ	27*	2年間での時間数。3時間は法曹倫理に関するもの。
38	ヴァーモント	20*	2年間での時間数。2時間は法曹倫理。
39	ヴァージニア	12	2時間は法曹倫理。
40	ワシントン	45*	3年間での時間数。6時間は法曹倫理、専門職責任、差別撤廃に関するもの。15時間までの自己学修を認める。
41	ウェスト・ヴァージニア	24*	2年間での時間数。2年ごとに3時間の法曹倫理、事務所経営または薬物乱用に関するものを含むこと。
42	ウィスコンシン	30*	2年間での時間数。3時間は法曹倫理や専門職責任に関するもの。
43	ワイオミング	15	1時間は法曹倫理。

「Summary of MCLE State Reguirements」(<http://www.abanet.org/cle/mcleview.html>)より新人研修を除く継続研修部分を抜粋して訳したもの。

図表2 米国ロー・スクールのLL. M. 例

スクール	LL.M.及び関連プログラム	期間(年)	概要(抜粋)
イェール	Master of Laws (LL.M.)	1	法学教育に携わる者を対象。年間受け入れは約25名。
	Master of Studies in Law (M.S.L.)	1	弁護士以外(研究者やジャーナリストなど)を対象。
ハーバード	LL.M.	1	外国人を広く受け入れているほか、実務家向けに人権、税法、会社法、国際金融に特化したLL.M.がある60カ国以上から150名もの学生が在籍。
スタンフォード	Master of Laws (LL.M.)	1	「コーポレート・ガバナンスと実務」、「法と科学技術」という2分野あり。毎年の受入れ人数は各15名。米国外で法学教育を受けたものを対象とする。
	Master of Legal Studies (MLS)	1	国内外の大学院生で、法律を専門としない者を対象とする。
コロンビア	Master of Laws (LL.M.)	1	他の米国ロー・スクールでLL.M.を取得している場合は原則履修不可。
	J.D. / LL.M.	3	ロンドンとフランクフルトのプログラムがある。2年間コロンビアで、1年をロンドン大学又はフランクフルト大学「法と経済」研修所で学ぶ。
	J.D. / Master Program in Global Business Law	3	コロンビアで2年間、パリ第1大学及びパリ政治学院で1年間学ぶ。
	J.D. / Master Program in French Law	4	コロンビアで2年間、パリ第1大学で2年間学ぶ。米仏両国の司法試験受験資格も得られる。
ニューヨーク(NYU)	LL.M.	1~5	会社法、国際法、貿易規制、税法、国際税法などに特化したプログラムあり。通常コースの他にパートタイム・コースあり。
	LL.M. in Law and the Global Economy	1	「法とグローバル経済」に関してニュー・ヨーク州立大学とシンガポール州立大学のダブル修士号が取得できる速習コース。
	J.D. / LL.M. in Taxation	*7 学期	税法に特化したジョイントプログラム。
バークレー	Master of Laws (LL.M.)	1	修士号取得のために、修士論文を書くコースと所定単位の履修するコースがある。
シカゴ	Master of Laws (LL.M.)	1	専門に特化したプログラムとしては設置していないが、他にMaster of Comparative Law (M.Comp.L.)あり。
ペンシルバニア	Master of Laws (LL.M.)	1	米国外で学んだ弁護士向けのコース。授業を受けるコースの他に修士論文を書くコースもあり。
	Master of Comparative Law (LL.C.M.)	1	既にLL.M.(通常同校で)を取得した学生向けの上級コース。
ノースウェスタン	LL.M.	1	弁護士、教員、裁判官、企業内弁護士など50カ国から参加。
	Graduate Program in Law and Business	1	同大学のロー・スクールと経営スクール(Kellogg)の両方で授業を受ける。LL.M.と経営学の修了証を得ることができる。
	LL.M. Program in International Human Rights	1	国際人権に特化したプログラム。プログラムは同校内の国際人権センターと提携して行われる。
	Executive LL.M. Program	1	5年以上の実務経験を持つ弁護士向けのプログラム。スペイン(IE)、ソウル(KAIST)、イスラエル(テルアビブ大学)の各機関と提携。
	Tax Programs	1*	税法に特化したプログラムで、通常コースの他に、パート・タイム、J.D./LL.M.のジョイントコースなどがある。
ミシガン	Master of Laws (LL.M.)	1	他に比較法に特化したM.C.L.コースあり。M.C.L.コースは英語圏での修士号取得者や英語を母語とする者の履修不可。
	The International Tax LL.M.	1	税法に特化したコース。受入れ人数は10人。
ヴァージニア	Master of Laws (LL.M.)	1	外国人向けのプログラム。他の米国ロー・スクールでLL.M.を取得した者は履修不可。
コーネル	LL.M.	1	毎年の受入れは25~30カ国から55~60人。
	J.D. / Master en Droit	4	最初の2年をコーネルで、次の2年をパリ第一大学で学ぶ。修了後は両国の司法試験受験可能。
	J.D. / M.L.L.P.	3	最初の2年をコーネルで、最後の1年を独フンボルト大学で学ぶプログラム。
	J.D. / Master in Global Business Law	3	最初の2年をコーネルで、最後の1年をパリ政治学院とパリ第一大学が共催する「グローバル・ビジネス」に特化したコースで学ぶ。
デューク	Master of Laws (LL.M.)	1	外国人向けのプログラム。
	J.D. / LL.M. (International and Comparative Law)	3	J.D.プログラムに加え国際法及び比較法に特化したジョイント・プログラム。夏期にジュネーブか香港の研修所で学ぶことが求められる。
	J.D./DESS	3	最初の2年をデュークで学び、最後の1年をパリ第一大学及びパリ政治学院で学ぶ。

(各校HPの公開情報を元に作成)